

スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン  
～スクールソーシャルワークの視点に立った

支援の構築に向けて～

神奈川県教育委員会教育局

支援教育部子ども教育支援課

平成23年3月

## はじめに

スクールソーシャルワーカー等活用事業は、社会福祉に関する専門的知識を有する者を教育現場に配置し、児童・生徒の置かれている、学校・家庭・友人関係・地域等の「環境」に対して関係機関等と連携して働きかけを行うことで課題を改善し、問題の解決へと導くことを目的として、平成20年度から文部科学省の調査研究事業として始まりました。

文部科学省が毎年実施している「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、暴力行為や不登校などの背景として、「親子関係を巡る問題」「家庭内の不和」「ネグレクト」など家庭の要因が挙げられています。このように、問題行動等の根本的な解決のためには、現象として現れている問題行動等への対応とともに、児童・生徒を取り巻く環境と行動との関係を分析し、状況に応じて環境の改善を図る必要があります。

また、このように学校だけでは対応が困難な事象に対しては、関係機関との連携が必要となりますが、これまでは学校が児童・生徒やその家庭の状況をきめ細かく把握しているにもかかわらず、早期解決に向けて関係機関と連携することについての知識や経験が少ないために、十分な連携・対応がなされていないという現状がありました。

そこで、神奈川県教育委員会は、平成21年度より、問題を抱えた児童・生徒が置かれた「環境への働きかけ」や「関係機関とのネットワークの構築」などにより、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者をスクールソーシャルワーカー（以下、SSWという。）として学校へ派遣することにしました。

本県においては、児童・生徒の障害の有無にかかわらず、さまざまな課題を抱えた児童・生徒たち一人ひとりのニーズに、適切に対応していくことを学校教育の根幹に据えた「支援教育」の充実を目指しています。各学校の教育相談コーディネーターが中心となり、スクールカウンセラー（以下、SCという。）やSSWを含んだ支援チームと関係機関が相互に協力する体制を築くことが、支援教育の充実に向けた大きな原動力となります。

SSWが教育相談コーディネーターを支え、関係者の役割を明確にしながらチームで支援する体制をコーディネートし、学校だけでは対応が困難な事例に対して福祉的なアプローチからの支援を進めることで、児童・生徒指導體制の推進や、教育相談体制の充実が図られると考えています。また、学校において、スクールソーシャルワークの視点に立った支援の手法等を取り入れることが、問題の解決に有効であると考えられます。

本冊子を、各学校における児童・生徒指導體制の推進と、教育相談体制の充実のためにSSWを有効に活用する手引きとして、また、スクールソーシャルワークの視点に立った支援の手法等を取り入れ、児童・生徒指導の充実を図るための参考として御活用いただきたいと思います。

# スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン

## ～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～ 目次

■ 1	スクールソーシャルワーカー（SSW）とは	3
(1)	スクールソーシャルワークとSSW	3
(2)	活用のねらい	4
◆	SSW（スクールソーシャルワーカー）とSC（スクールカウンセラー）の違い	4
(3)	スクールソーシャルワークで大切なこと	5
(4)	スクールソーシャルワークのプロセス	6
(5)	SSWの活用にあたって	7
■ 2	学校教育におけるSSWの役割－SSWの職務内容－	8
■ 3	児童・生徒を支える相談体制とSSWの活用	9
(1)	市町村教育委員会の役割	9
(2)	学校の役割～校内の教育相談体制の構築に向けて～	9
◆	ケース会議の進め方	11
(3)	外部機関への広報と連携	11
(4)	小・中学校の連携	11
(5)	中・高等学校の連携	11
(6)	緊急支援が必要な場合の対応	12
■ 4	SSWの業務の遂行にあたって配慮すべき事柄	13
(1)	業務の遂行について	13
(2)	守秘義務と情報共有について	13
(3)	外部機関との連携における留意点	14
(4)	家庭訪問における留意点	14
(5)	文書などの事務処理について	14
(6)	文書の送付について	14
◆	要保護児童対策地域協議会	14
■ 5	支援の具体例	15
(1)	不登校：家族関係に課題がみられるケース	15
◆	ジェノグラム・エコマップ	16
(2)	不登校：生徒の精神的課題がみられるケース	17
(3)	不登校：経済的な課題がみられるケース	19
(4)	暴力行為：家族関係に課題がみられるケース	21
(5)	発達に課題がみられるケース①	23
(6)	発達に課題がみられるケース②	25
◆	連携できる関係機関等	27

## 1 スクールソーシャルワーカー（SSW）とは

### (1) スクールソーシャルワークとスクールソーシャルワーカー（SSW）

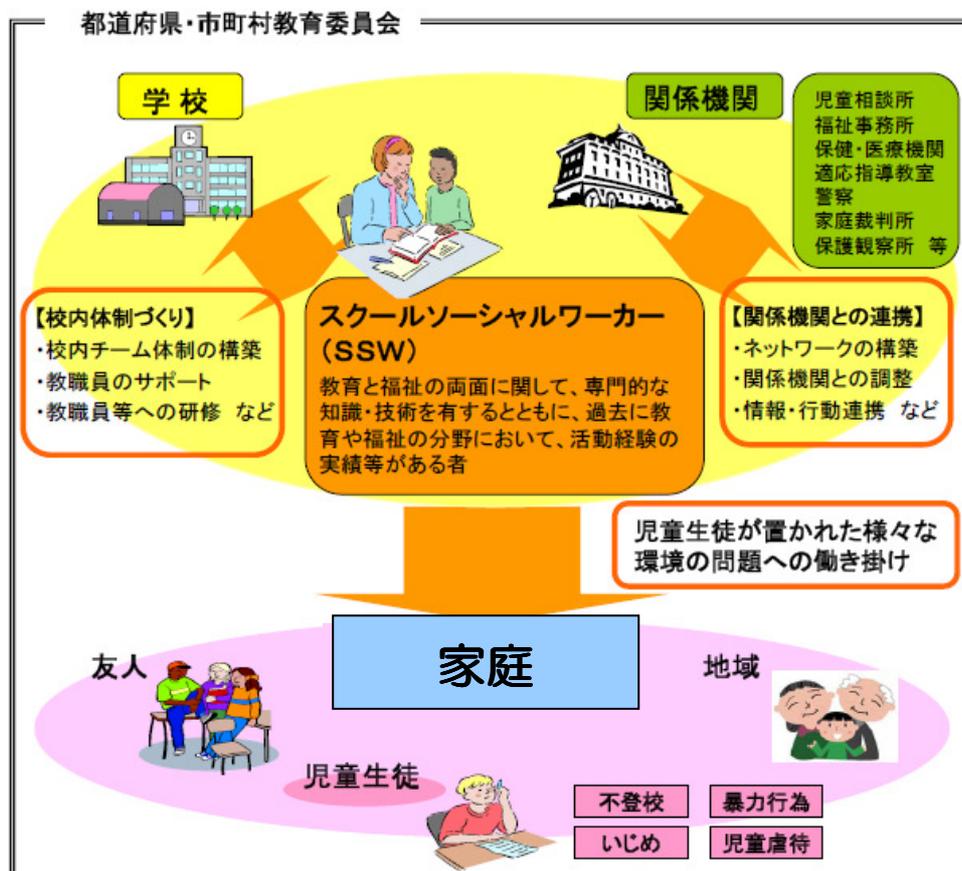
#### スクールソーシャルワークとは

- 問題を人と環境との関係においてとらえ、問題を抱えた児童・生徒とその置かれた環境への働きかけを行います。
- 学校だけでは対応が困難な事例は、関係機関等と連携して支援を行います。
- チームで役割分担を行い、社会福祉の視点を持った働きかけ。  
(詳しくはP.5(3)スクールソーシャルワークで大切なこと P.6(4)スクールソーシャルワークのプロセス 参照)を行います。

問題を抱える児童・生徒の支援をより効果的に行うためには、学校の教職員等が、スクールソーシャルワークの視点を持って対応することが大切です。

#### スクールソーシャルワーカー（SSW）とは

SSWは教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材です。



## (2) 活用のねらい

S S Wは、「児童・生徒が学習する権利」を阻害しているもののうち、社会的要因を含む課題（例：家庭環境、地域の問題など）を、社会福祉的な方法（P.6 (4) スクールソーシャルワークのプロセス 参照）で解決するために活動します。

S S Wは、教職員や関係機関とともに情報を共有し、児童・生徒の状態を把握し、その背景や原因を探り、課題を整理することで解決への糸口をつかみ、解決のための道筋を考えていきます。

● 問題行動等の背景には、児童・生徒が置かれた様々な環境の問題が複雑に絡み合っている。そのため、

- ① 関係機関等と連携・調整するコーディネート
- ② 児童・生徒が置かれた環境の問題（家庭、友人関係等）に働きかけること等が求められている。

### 神奈川県でS S Wの活用にあたって

本県においては、S S Wは児童・生徒や保護者への直接的な個別援助（ケアワーク）中心とするものではなく、教職員へのコンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）を中心とした活動を重視しています。

それは、問題を抱える児童・生徒の支援をより効果的に行うためには、学校の教職員等が、スクールソーシャルワークの視点を持って対応することが大切だと考えるからです。そこで、S S Wはケース会議や対応を進めて行くうえで、ソーシャルワークの専門性（P.5 (3) スクールソーシャルワークで大切なこと 参照）を取り入れた新たな効果的支援が可能となるよう、課題解決の中心となる教育相談コーディネーターなどの教職員を支援しながらチームの一員として活動します。



### S S W（スクールソーシャルワーカー）とS C（スクールカウンセラー）の違い

本県では、学校の相談体制の充実を図るため、中学校・中等教育学校・高等学校にS Cを配置しています。

S Cは「児童・生徒本人の心の問題」に注目することに対して、S S Wは「児童・生徒を取り巻く環境」に注目し、問題の解決を図るという専門性の違いがあります。

学校では、それぞれが持つ専門性の違いと機能について十分に理解を深め、児童・生徒の課題への対応として、いずれの機能が適切であるかを判断し、活用することで、教育相談体制の一層の充実が図られると考えています。

### (3) スクールソーシャルワークで大切なこと

SSWや教職員がスクールソーシャルワークを行うにあたり、次のことがらを大切にします。



#### 児童・生徒の権利最優先

問題の当事者である児童・生徒自身にとって、何が最もよいことなのか、という視点で行動することが大切です。

#### 児童・生徒本人の自己決定を尊重する姿勢

児童・生徒のパートナーとして、問題の解決にあたって共に取り組む姿勢が大切です。

#### エコロジカル（生態学的）視点

問題発生を児童・生徒個人に求めるのではなく、児童・生徒を取り巻く環境との相互作用・影響に焦点を当て、問題・課題の解決のために環境に働きかけます。

#### ストレングス視点

問題をとらえるときに、児童・生徒や家庭が本来持っている資源・力（ストレングス）に焦点を当て、その力をさらに高め・強める働きかけ（エンパワメント）を行い、支援を行うことで問題解決の方向性を考えることが重要です。

#### 学校教育制度の理解

SSWは、教育事務所長の指揮監督のもと、派遣された市町村教育委員会及び市町村立学校の学校長の指示を受け、業務を行います。また、活動にあたっては、当該市町村の個人情報保護条例を遵守します。

#### 秘密の保持

SSWには、プライバシーの保護について、教育現場・学校を基盤として支援活動を行うことから、教職員・関係機関との協働が求められます。

したがって、有効な支援のためには、個人情報の共有が不可欠となりますが、その際、事前に児童・生徒本人や保護者に対し、「あなたの話したことは先生（や関係機関など）に伝えた方があなたのためになる場合があること。」や、「支援するために情報を共有することが効果的支援につながること。」などを説明して、意思を確認する配慮が必要です。

#### (4) スクールソーシャルワークのプロセス

学校におけるソーシャルワークは、次のように進めることが想定されます。

##### **インテーク** (相談を受理すること。)

情報を整理しながら記録していきます。アセスメントシートを作成することが、情報の共有化により効果的です。

##### **アセスメント** (見立て。解決すべき問題や課題のある事例の家族や地域、関係者などの情報から、なぜこのような状態に至っているのかを探ること。)

- ①人間の行動には、必ず要因があると考え。
- ②その要因を、個人と環境との関係の中で見出そうとする。
- ③要因を見出すためには、情報を集め分析することが役立つ。

##### **プランニング** (解決に向けた目標の設定と具体的な手立て。アセスメントに基づいて、事例に合った支援目標と対応プランを考えること。)

目標には長期目標と短期目標があり、具体的に組み立てる目標を設定することが大切です。チームで取り組み、複数で話し合うことで見方の違いが出され、それを検討することで支援の道筋ができてきます。

- ④要因が見出だせたら、それに対する最善の対応策を考える。

##### **プランの実行** (ケース会議等で話し合われた内容を具体的に行うこと。)

- ⑤その対応策を、関係者で分担して実施する。

##### **スタディ** (アセスメントからどのような目標を立て、プランに沿ってどのように動いたのか、結果はどうだったのかを検証し、見直しを行うこと。)

うまくいったときは継続し、うまくいかなかったときは、アセスメントまたはプランニングが不十分だったのか、実行段階に問題があったのか等を丁寧に検討し、柔軟に修正を行うことが必要です。

- ⑥その実行した結果を振り返って、次の対応に向け改善する。

アセスメントへ

学校の教職員に加え、必要に応じて関係機関等によるケース会議を設定し、アセスメント、プランニング、スタディを協働で実施することが効果的な支援へとつながります。問題を解決することにより、児童・生徒の成長に結びつくよう支援を行うことが重要です。

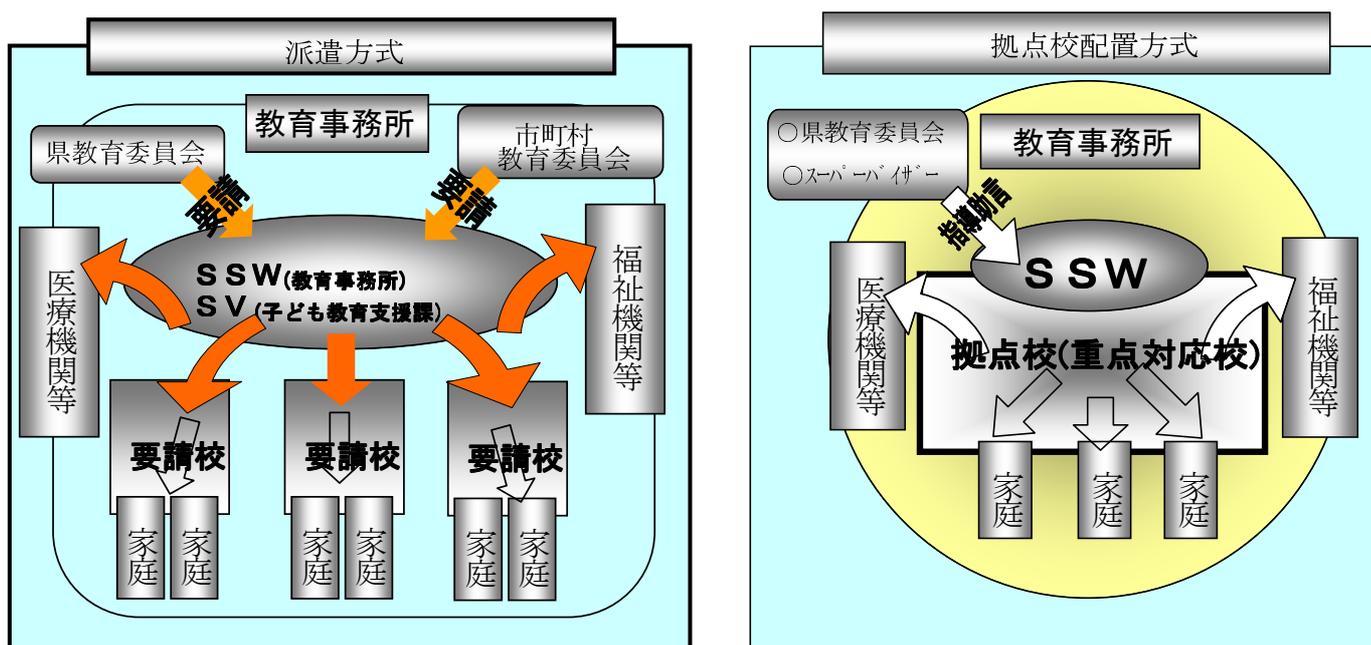
## (5) S S Wの活用にあたって

### ○ S S Wの配置

派遣方式と拠点校配置方式の二通りの配置をしています。

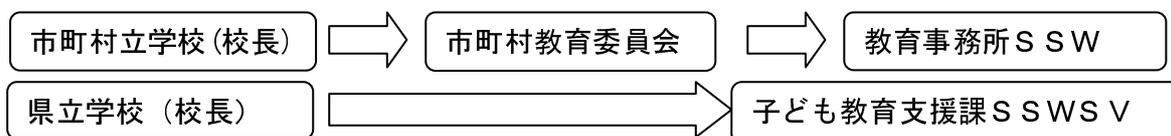
派遣方式は、各教育事務所に配置されたS S Wと教育局に配置されたS S Wスーパーバイザー（以下、S Vと言う。）が市町村の教育委員会を通して要請のあった学校に対応します。

拠点校配置方式は、各教育事務所に配置されたS S Wが、重点対応地域を中心に対応します。また、S S Wだけでは対応が困難な事例については、S S W：S VがS S Wに指導助言を行います。



### ○ S S Wの活用

S S Wへの相談については、各学校の校長を通して、市町村立学校は当該の教育委員会に、県立学校は県教育局子ども教育支援課に依頼します。



### S S Wのスムーズな対応のために準備しておくこと

あらかじめ、教育相談コーディネーターなど、課題解決の中心となりS S Wとの窓口となる担当を決め、S S Wに対応を依頼したいケースについて「何に困っているか」「検討したいことは何か」など課題を明確にしたうえで、経過について紙面に整理するなどケース会議の準備をしておくこと、S S Wがスムーズに対応できます。ケース会議には、対象となる児童・生徒に関わる教職員の参加や必要に応じて関係者の参加があれば、多方面からの支援が可能となります。

## 2 学校教育におけるSSWの役割－SSWの職務内容－

SSWは、神奈川県教育委員会が雇用し、教育事務所長の指揮監督のもと、派遣された市町村教育委員会及び市町村立学校の校長の指示を受け、概ね次の業務を行います。

### (1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ

- ・ いじめ、暴力行為、不登校など、児童・生徒の問題行動等や児童虐待における家族、友人関係、学校、関係機関、地域等への働きかけ
- ・ 児童・生徒への相談活動
- ・ 児童・生徒への相談活動等に関する情報収集・提供

### (2) 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整

- ・ 関係機関への訪問、電話による情報交換、打ち合わせ

### (3) 学校内におけるチーム支援体制の構築、支援

- ・ 校内ケース会議への参加とケースのアセスメント（見立て）及び、問題解決のプランニング（解決に向けた目標設定と具体的な手立て）へのサポート
- ・ 社会福祉の専門的視点に基づく具体的支援に向けてのコンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）
- ・ 校内支援チーム体制作りの助言・サポート

### (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

- ・ 児童・生徒、家族の側に立った活動（人権擁護に留意）
- ・ 教職員と保護者との間の橋渡し
- ・ 教職員・保護者への課題解決のために活用できる社会的資源に関する情報提供・サポート

### (5) 教職員等への研修活動

「スクールソーシャルワークの視点からの児童・生徒支援」について教職員の校内研修やPTAの研修会における講師などを通じて、教職員の児童・生徒支援のための支援スキルの力量向上に働きかける。



## 3 児童・生徒を支える相談体制とSSWの活用

### (1) 市町村教育委員会の役割

SSWが学校、関係機関とのネットワークを築くためには、校長をはじめとした教職員、関係機関にSSWの役割を周知する必要があります。そのためには、市町村教育委員会において次のような取り組みが求められます。

#### 市町村教育委員会の役割

- ① SSWの役割を理解し、積極的に活用するための体制を整える。
- ② 学校に対して、具体的な事案についての情報の収集や関係者の招集など、SSWを効果的に活用するための体制を整えるよう指導・支援する。
- ③ 関係機関に対して、SSWの周知を行うとともに、SSWが調整するケース会議等への参加、協力を依頼していく。
- ④ 日常的な教育活動の中で中学校区での小・中学校の連携を進めていく。

### (2) 学校の役割～校内の教育相談体制の構築に向けて～

SSWの「配置のねらい」や「専門性」、「役割」を全教職員が理解し、校長のリーダーシップのもと、教育相談コーディネーターが中心となってSSWを活用した校内教育相談体制の構築に向け、組織的に取り組むことが必要です。

機能的な校内教育相談体制を構築するには、児童・生徒の問題行動等の状況に応じて、教育相談コーディネーターが中心となってケース会議を開催し、SSW及びSCの参画のもと、アセスメント(見立て)とプランニング(解決に向けた目標の設定と具体的な手立て)を行うことが大切です。SSWは、社会福祉的専門性から学校組織・ケース支援へのコンサルテーションを行い、学校における児童・生徒への円滑な教育が可能となるよう、具体的に効果的な手立てを提供します。

#### SSWの役割：福祉の専門家として

- ① 校内教育相談体制のサポート（児童・生徒の置かれた環境に注目）
- ② 校内ケース会議への参加、教職員へのアセスメントとプランニングのサポート
- ③ プラン実行段階における、教職員による児童・生徒や保護者への対応の支援、関係機関との橋渡し 等

#### SCの役割：心理の専門家として

- ① 校内教育相談体制のサポート（児童・生徒自身の心の問題に注目）
- ② 校内ケース会議への参加、児童・生徒に関するアセスメント
- ③ プラン実行段階における、児童・生徒や保護者、教職員への相談・助言 等

## 窓口となる教育相談コーディネーター等担当教員の役割

### ① S S Wの周知と相談受付

児童・生徒及び保護者等にS S Wの周知を図ります。相談者からの申し込みの有無にかかわらず、対象者の実情に応じて、教育相談コーディネーター等担当職員が積極的にアプローチすることも大切です。



### ② S S WやS Cとの連絡調整

対象者の抱える問題が、主として「環境に起因する問題」であればS S Wに、「心の問題」であればS Cにつながります。また、S S WとS Cの双方の支援が必要な場合は、両者の共通理解を図り効果的支援が図られるように調整します。



### ③ 相談活動に関するスケジュール等の計画・立案

教職員や保護者等からの相談を受け、適切に相談計画を立案します。



### ④ 個別記録等の情報管理

個人情報保護条例等を踏まえ、プライバシーの保護や人権擁護に配慮した個人記録の作成と管理を行います。



### ⑤ ケース会議の実施

事例に応じて、「学年でのケース会議」「校内全体でのケース会議」「関係機関を含めたケース会議」などの開催を決定します。S S Wは福祉の専門家であり、S Cは心理の専門家です。それぞれ互いの専門性として備えている、多様な知識・技術・情報に基づき、専門的見立てを行い、支援のためのコンサルテーション(専門家による指導・助言を含めた検討)を提供するためにもケース会議の開催が重要となります。



### ケース会議の進め方

ケース会議では児童・生徒の問題に対して、

ア 教職員、SSW、SCが教育・福祉・心理的観点に基づき専門的にケースの課題・問題解決への見立てを報告し合い、情報を共有化する。

イ 解決にあたって、教職員、SSW、SCはそれぞれの専門性からどのような支援ができるか話し合い、解決に向けての役割分担を決める。

ウ それぞれの支援の取組経過を、ケース会議を通して報告し合い、次の段階の役割分担を協議する。

※ 参考：◆はじめようケース会議 Q&A

[http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h20/pdf/case\\_m.pdf](http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h20/pdf/case_m.pdf)

### (3) 外部機関への広報と連携

支援のために連携が必要な機関として、児童相談所、福祉事務所、精神保健福祉センター、警察、家庭裁判所等の公的機関をはじめとして、PTA、民生・児童委員や保護司等、児童福祉施設職員、青少年の健全育成に関わる近隣の方々など多くの人的資源があります。学校が適切な児童・生徒支援を行う際に、学校と地域の人的資源を結びつけ、協働し、地域に対してSSWの存在・活動意義を周知することは、よりよいサポート体制を形成していく上で重要なことです。

### (4) 小・中学校の連携

子どもたちの発達段階に即した指導をより効果的にするため、さらには、小学校から中学校の切れ目のない支援をすることが問題行動に対する未然防止につながることから、小・中学校の連携が進められてきました。

SSWと連携して小学校と中学校で情報交換をするなど、小学校における適切な支援を中学校に継続することができます。（ただし、本人同意なしに市町村立の小学校から県立の中等教育学校に情報を提供することは、個人情報保護の観点から原則としてはできません。）

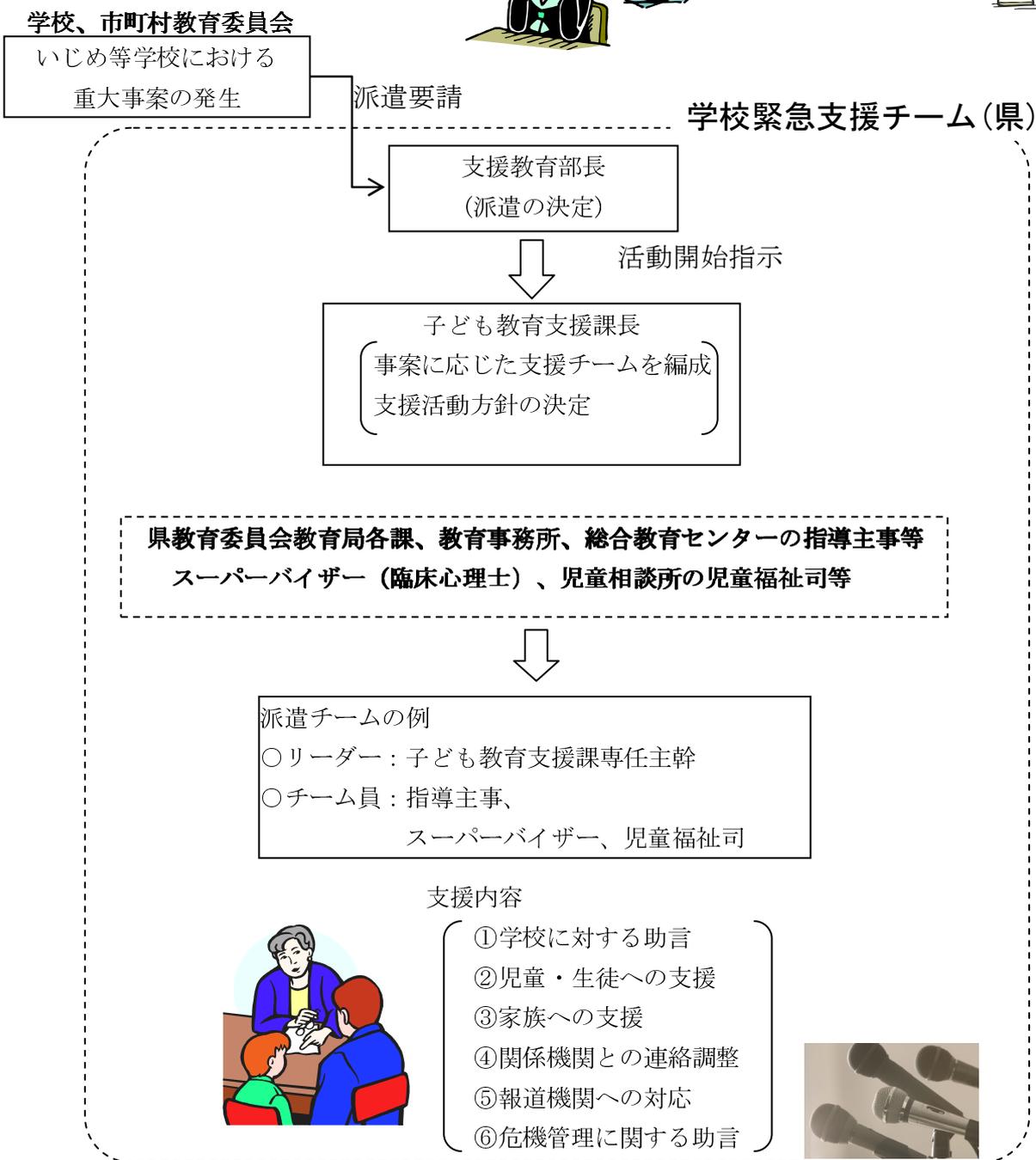
### (5) 中・高等学校の連携

市町村立の中学校から県立の高等学校に情報を提供することは、個人情報保護の観点から原則としてはできませんが、本人・保護者の同意のもとに行うことは可能です。高等学校が中学校からの情報を得ることで、継続した支援を行うことができ、切れ目のない支援の提供が可能になります。中学校から高等学校へ情報提供を行うにあたり、SSWと連携し対応することができます。

## (6) 緊急支援が必要な場合の対応

学校では、児童・生徒が関わる重大な事故やトラブルなど、予期せぬことが起こることがあります。こうした際、学校が事案に対応する緊急体制にS S Wも加わり支援を行う場合があります。学校長が外部の緊急支援を要請し、緊急支援チームが事案に対応する際には、学校が市町村または県緊急支援チームからの情報提供や助言をS S Wと共有しながら、支援を行ってください。

### 学校緊急支援チームの活動イメージ



## 4 SSWの業務の遂行に当たって配慮すべき事柄

### (1) 業務の遂行について

SSWは、神奈川県教育委員会が雇用し、教育事務所長の指揮監督のもと、派遣された市町村教育委員会及び市町村立学校の学校長の指示を受け、業務を行います。

業務の遂行に際しては、「教育基本法」等の各種の学校に関する法律の遵守と共に、「地方公務員法」を守りつつ業務を遂行します。

### (2) 守秘義務と情報共有について

SSWの活動にあたっては、県及び当該市町村の個人情報保護条例を遵守します。また、「要保護児童対策地域協議会」（児童福祉法第25条の2第1項）（P.14 参照）での個人情報の取扱いについては、当該市町村の「要保護児童対策地域協議会」設置条例等に従ってください。

また、関係諸機関等から、ケース記録等の開示要求があった場合には、派遣先の所属長の判断を仰いでください。

電子メールでの個人情報のやりとりは（テキストメールも含め）原則禁止です。ファクシミリによる個人情報の送信も原則禁止です。

また、個人情報を、USBメモリ等外部媒体で保管することや、外部媒体を用いて事務所や学校外に持ち出すことも原則禁止されています。紙媒体によるもの（ケース記録等）については、鍵のかかる引き出し・ロッカー等に収納します。これらも外部への持ち出しは原則禁止です。なお、やむを得ない場合の個人情報のやりとりや外部への持ち出しについては、所属長による持ち出しの許可が必要です。

ケース会議等におけるケース記録の取扱いについては、事例検討会でも行われているとおり、氏名等個人を特定できるような情報はアルファベット（男子児童A、女子生徒B等）で記載し個人情報が明記されないよう配慮する必要があります。会議後は記録用のものを除いてすべて回収し、裁断処理します。

### (3) 外部機関との連携における留意点

外部機関との連携を図る場合には、外部機関の専門性を理解したうえで、適切に行うことが必要です。その際には、SSWが自己判断で外部との連絡を取ることは避け、派遣先の所属長の指示のもとに行うようにしてください。



#### (4) 家庭訪問における留意点

児童・生徒への対応として、家庭訪問を行うケースがあります。学校と連携し、保護者の理解を得た上で行ってください。また、家庭訪問の際は、担任や担当教員が原則として同行します。

#### (5) 文書などの事務処理について

S S Wは、県教育委員会の非常勤職員です。ケース記録や各種統計資料、また必要に応じて発出する文書がある場合は、所属の課長または派遣先の校長の許可をとることが必要です。許可の方法については、教育事務所や学校の指示に従ってください。

ただし、文書の内容によっては、県や派遣先自治体の情報公開条例・個人情報保護条例による公開・開示対象文書となる可能性があります。文書の内容については常に教育事務所や学校に相談・確認を行ってください。

また、勤務日数の関係上、許可を待っていると業務遂行に遅延を来す場合等やむを得ない場合の取り扱いについては、あらかじめ所属の教育事務所や派遣先の学校と対応について協議し、各機関の担当者に業務を引き継いでおく必要があります。

#### (6) 文書の送付について

県庁内等庁内便（通送便・メールカー等とも呼ばれます）が使える宛先の場合、原則として庁内便を使用します。

電子メールを使つての文書送信については、個人情報を含まないものは可としますが、個人情報を含むものは原則禁止です。なお電子メールで添付ファイルを送信する際は、必ずウイルスチェックをしてから送信してください。

##### 要保護児童対策地域協議会

「要保護児童対策地域協議会」は、児童福祉法第25条の2において、地方公共団体が設置することと定められています。

「要保護児童対策地域協議会」の目的は、「要保護児童およびその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」です。

「要保護児童対策地域協議会」の対象は、児童福祉法第6条の3に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」であり、虐待を受けた児童・生徒に限らず、非行をしている児童・生徒なども含まれます。

## 5 支援の具体例

### (1) 不登校：家族関係に課題がみられるケース

#### ■ ケース概要

中学2年生姉、小学6年生の弟。姉弟とも小学校低学年から不登校。継父・実母と4人で暮らす。父母とも病弱で生活保護受給中。弟は週1回教育支援センターに通っており、教育支援センター専任教員が継続して関わっている。姉は自宅から出ていない。

#### ■ アセスメント（見立て）

父母の面倒を姉・弟が担っていることで家庭が安定している状態であると思われる。

#### ■ プランニング（解決に向けた目標の設定と具体的な手立て）

##### ○ 長期目標

姉・弟が再登校できるようにする。

##### ○ 短期目標

弟の中学校進学を機会に、家族の関係性を変化させる。

##### ○ 対応策

- ① 教育支援センター専任教員と小・中学校の教職員が連携を図り、チーム支援を行う。
- ② 「要保護児童対策地域協議会（P.14 参照）を開催し、関係機関の連携を強化するとともに各機関の専門性を活用した支援を展開する。

#### ■ プランの実行

- ① SSWのサポートのもと、教育相談コーディネーターを中心にケース会議で役割分担を行った。小・中学校担任、児童・生徒指導担当教諭、養護教諭、SC、教育支援センター専任教員がそれぞれの立場で、弟の中学校進学準備と姉の教育支援センター通級の準備を進めることとした。
- ② SSWが、児童相談所の担当者、生活保護担当ケースワーカー、病院の医療ソーシャルワーカー等と頻りに情報交換し、その専門性と限界性を踏まえ、具体的に支援可能であることを考えてもらうように依頼し、「要保護児童対策地域協議会」を開催して情報の共有と役割分担を行った。

## ■ スタディ (検証・見直し)

教育支援センター専任教員とSCを中心とした本人への継続した関わりにより、本人の中学校進学への意欲が高まり、教育支援センターと小・中学校の連携により中学校側の受け入れ態勢が整ったことで、弟は中学校進学後登校することができた。姉は生活保護家庭の子どもを支援する「こども支援員」の支援により、教育支援センターに週1日通所できるようになった。姉・弟が通所・通学を始めたことをきっかけに、父母の養育態度も改善されつつある。関係者が各自の役割を的確に認識し、あきらめずに関わっていくことが重要である。



## ■ 再アセスメントから再プランニング…と続く

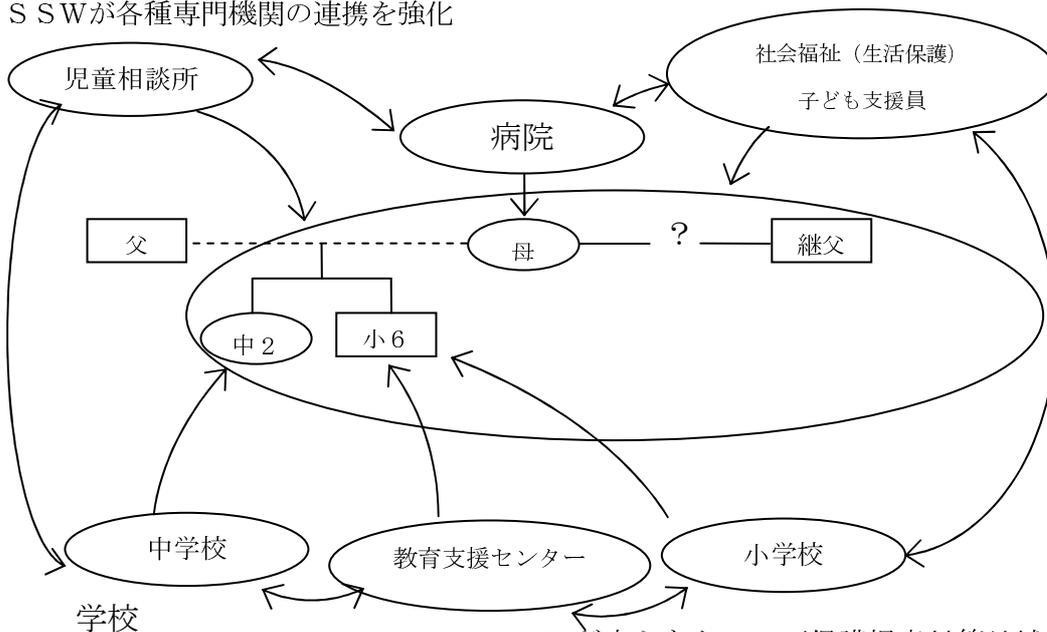
### ジェノグラム

家族の見取り図。家族構成や家族状況（離婚・死別・別居等）、対象となる児童・生徒の支援の、家族内でのキーパーソンを見つけ出し、うえで有効な情報を整理することができる。

### エコマップ

線や記号を使って、支援を要する人や家族と社会資源との関係性を視覚的に表現する方法。対象となる児童・生徒の置かれた状況を改善する手がかりを得るうえで有効な情報を整理することができる。

S SWが各種専門機関の連携を強化



S SWが中心となって要保護児童対策地域協議会を開催。支援を展開

## (2) 不登校：生徒の精神的課題がみられるケース

### ■ ケース概要

中学校三年男子。小学校高学年から不登校。3人姉弟の第2子。両親は共働きで昼間は不在。学校からの要請を受け、SSWが月に2～3回家庭訪問を行い、本人の高校進学希望の意向が確認された。

### ■ アセスメント（見立て）

本人の様子と母親の話、SCの意見を踏まえ、「他者が怖い、不潔や匂いへの恐怖感、外出の際の恐れ等」心理的・精神的問題が要因として考察された。

### ■ プランニング（解決に向けた目標の設定と具体的な手立て）

#### ○ 長期目標

高校進学に向け、再登校できるようにする。

#### ○ 短期目標

週1回の学習室登校ができるようにする。

#### ○ 対応策

- ① 学校と児童相談所、保健福祉事務所、医療機関等が連携し、神経症的症状の緩和と昼夜逆転している生活スタイルの立て直しを図る。
- ② 高校進学を目標に置き、中学校の学習室への登校に向けてチーム支援を行う。

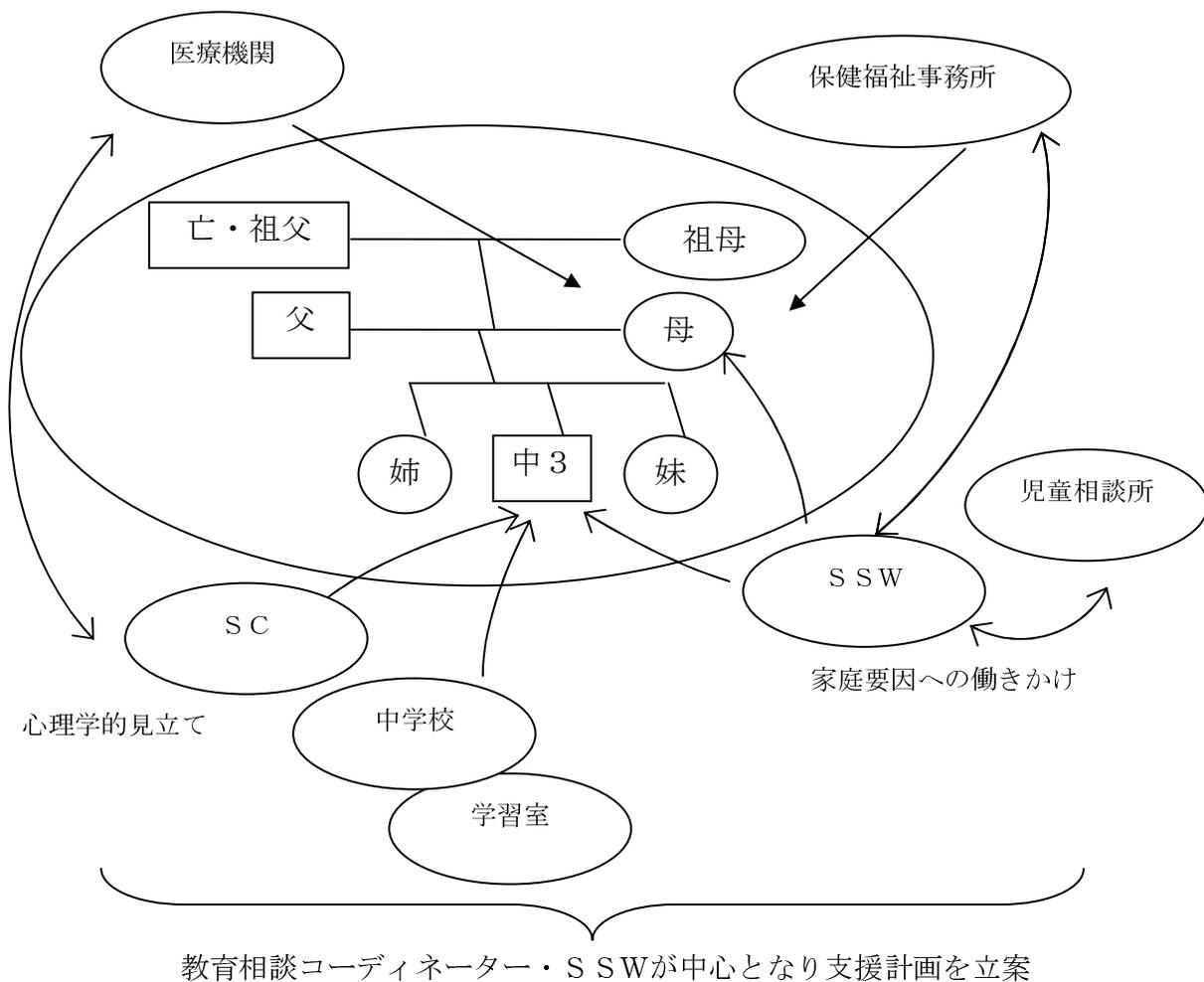
### ■ プランの実行

- ① SSWから母親へ保健福祉事務所への相談を勧め、医療機関への受診につなげ、保健福祉事務所、医療機関等と学校が連携して支援を進めた。昼夜逆転生活の改善に向け体調の把握と自己管理を目的として、本人に生活ノートへの一日の生活記録の記入を促し、ノートを母親にも見てもらうことで、母親にも本人の状況や体調を正確に認識してもらった。
- ② SSWのサポートのもと、教育相談コーディネーターを中心に管理職、担任、生徒指導担当教諭、養護教諭、SCと協働して支援計画を立案し役割分担を行った。  
SSWは引き続き家庭訪問を実施し、本人に学習室の利用を勧め、姉へサポートを依頼した。学校管理職、担任、学習室担当教諭は学習室での支援の準備を行った。

## ■ スタディ (検証・見直し)

S S Wが付き添って学習室への登校が始まり、二回目からはひとりで入室できるようになった。週に一度の登校が継続し、通信制高校への進学への準備と学習室での交友関係を築くことができた。母親との生活ノートの交換によって、本人の意欲が引き出され、母親との良好な関係が構築できた。また、生活ノートに昼間の運動状況や就寝時刻を記入することで、登校前日には適切な時間に就寝するなど、本人が体調管理について自覚できるようになった。S S Wが教育相談コーディネーターのサポート役となり、必要に応じてケース会議を開催するなど、校内の教育相談体制を整えることができた。また、教職員や関係機関との役割分担を的確に行い、適材適所にコーディネートを行ったことも、本ケースのスムーズな展開と効果的支援に寄与したと考えられる。

## ■ 再アセスメントから再プランニング…と続く



### (3) 不登校：経済的な課題がみられるケース

#### ■ ケース概要

中学1年生で不登校の男子生徒。入学時から給食費等の支払いが滞ったり、体操着が洗濯できていなかったりする等、経済面、生活面での不安定さが表面化している。また、父母共に連絡が取れない状態が長期的に続いている。

#### ■ **アセスメント**（見立て）

不登校の背景として、経済的な面も含めた生活の不安定さや、保護者の教育・養育への意識の低さ、学校への不信感等が考察された。

#### ■ **プランニング**（解決に向けた目標の設定と具体的な手立て）

##### ○ 長期目標

生活が安定し、再登校できるようにする。

##### ○ 短期目標

保護者、本人と連絡がとれるようにする。

##### ○ 対応策

- ① 保護者と連絡が取れるよう、関係機関との連携を図り積極的に介入する。
- ② 学習面と経済面の両面からの支援を行う。

#### ■ **プランの実行**

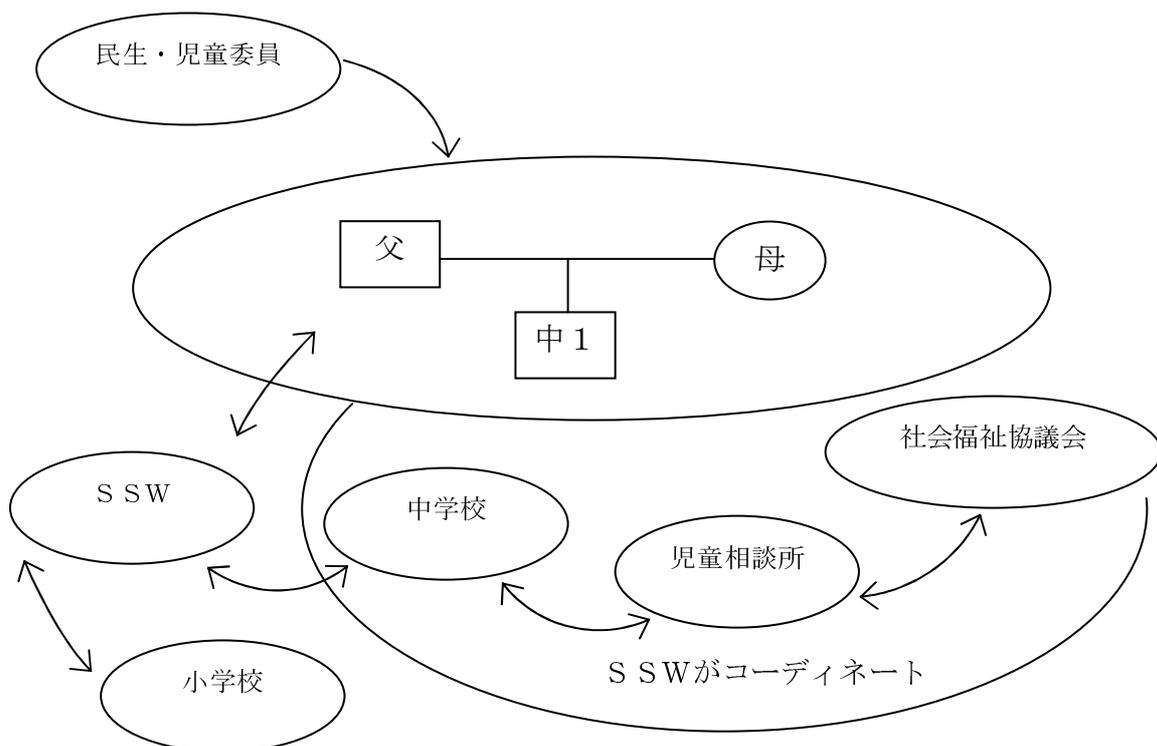
- ① 小学校での学習の課題や適応状況、地域での生活状況等、幅広い視点で可能な限りの情報収集を行い、SSWとして情報の一元化や情報の整理を行った。SSWのサポートのもと、教育相談コーディネーターが中心となり、担任、生徒指導担当教諭、養護教諭、小学校時の担任等と児童相談所等の関係機関と連絡を取り、ケース会議を開催し、それぞれの役割を確認した。また、担任とともに民生・児童委員にも定期的な家庭訪問を依頼し、応答がなくてもその都度ポストに手紙を入れた。
- ② 学校では生徒の学習面への支援を準備するとともに、SSWは保護者に対して経済的支援として就学援助や生活福祉資金貸付、生活保護等のサービス等の情報提供の準備を行った。

## ■ スタディ (検証・見直し)

粘り強い働きかけを通じて、ようやく保護者から学校に電話での連絡が入るようになった。その後、何度かのキャンセルがあったものの、保護者と問題解決に向けての面談をすることができた。SSWは、保護者の養育の大変さや生活の不安等についての相談を中心に行い、経済的支援の情報提供を行った結果、就学援助の申請をすることとなった。

保護者との面談を通して、少しずつ学校への不信感の軽減を図りながら、継続的に連絡を取ることができる関係を作ることができた。その後、徐々に生徒の学習への取り組みに関して、保護者の家庭での協力が得られるようになり、生徒の登校も安定するようになった。少しずつではあるが、滞納されていた給食費等も納入されるようになった。

## ■ 再アセスメントから再プランニング…と続く



## (4) 暴力行為：家族関係に課題がみられるケース

### ■ ケース概要

小学校4年生の男子児童。同級生や特別支援級の児童、低学年の児童等に突然手を上げてしまうことが頻発した。授業も落ち着いて受けられないことが多く、周りの児童とのトラブルも多い。現在、家庭で母親に対する暴力行為がある。夫婦での養育についての共通理解が図れない状態で、夫婦関係にも課題がある様子が見えてくる。家族は実父母と、兄、姉。母は医療機関にて加療中。父は会社員。

### ■ **アセスメント**（見立て）

養育、家族関係の問題とともに本人の発達障害も背景にあることが疑われる。

### ■ **プランニング**（解決に向けた目標の設定と具体的な手立て）

#### ○ 長期目標

学校でも家庭でも暴力行為がなくなるようにする。

#### ○ 短期目標

学校で落ち着いた生活ができるようにする。

#### ○ 対応策

- ① 適切な時期に医療機関等の活用をすすめることが要される。また、児童相談所や精神保健福祉機関等、関係機関との連携を図る。
- ② 教育相談コーディネーターを中心に、校内でチーム支援を行う。

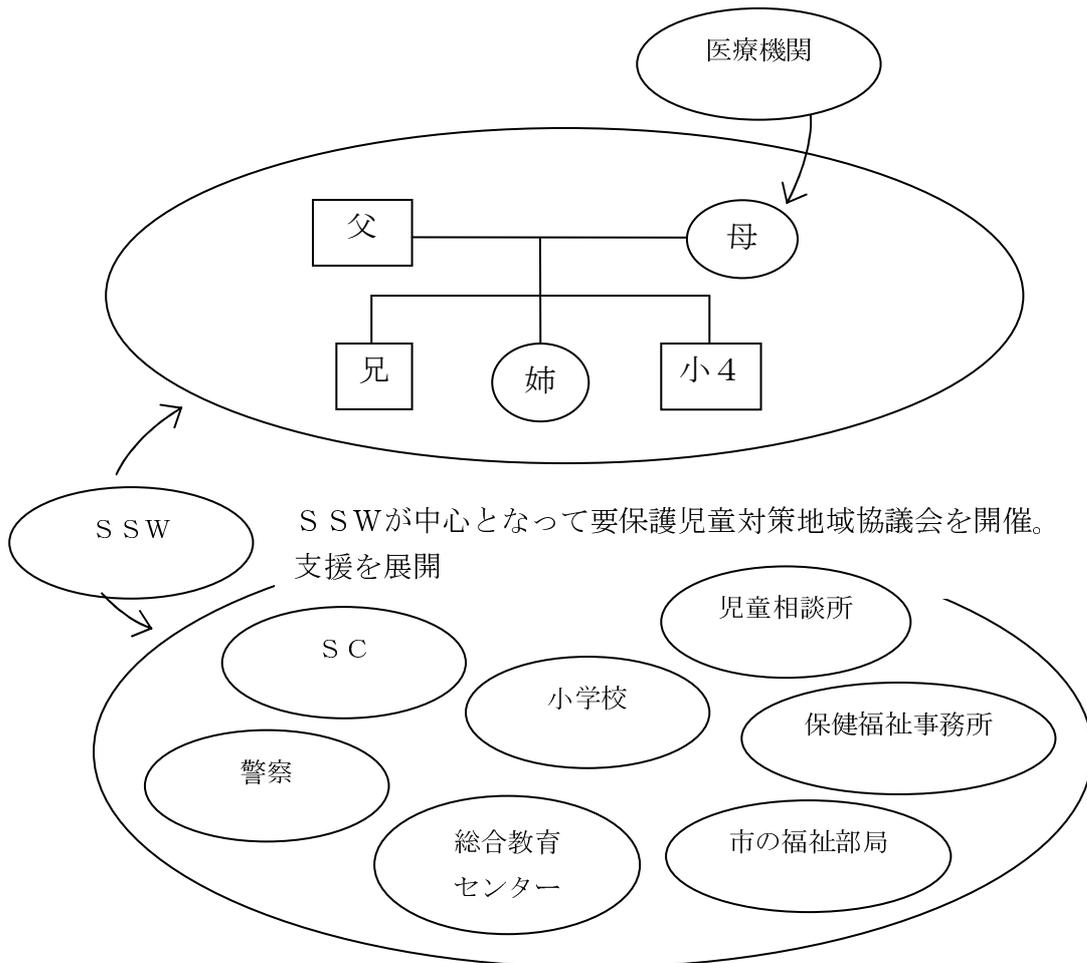
### ■ **プランの実行**

- ① S S Wの保護者への働きかけにより、保護者が医療機関の受診を希望し、心理検査を受けた。また、児童相談所、保健福祉事務所、警察、市役所の福祉部局、学校の教職員が参加し、要保護児童対策地域協議会を開催。家庭内での暴力が激しい時には警察が協力することや、自傷他害が激しい時の精神保健福祉領域での対応について確認を行った。
- ② S S Wのサポートのもと教育相談コーディネーターを中心に、管理職、担任、学年の教員、S C、養護教諭等によりケース会議を実施し、学校生活において、本児が落ち着くことができ、問題行動が発生した場合のクールダウンの場所の整備や、刺激の少ない環境づくりなど、本人の特性に応じた指導と役割分担について確認し、校内支援体制を整えた。また、保護者には校長が窓口となって対応した。

■ **スタディ** (検証・見直し)

診断の結果、現状では発達の側面では大きな偏りがないという所見が得られた。その結果を受けて、多発する問題行動の要因が本人の性格や発達の問題ではなく、家族関係、養育環境の面での問題性にあるのではないかと保護者の気づきが生じた。本児への保護者の対応の変化と、学校における適切な対応により、学校で落ち着いた生活ができるようになった。学校が本児や保護者が困難と感じていることがらを適切にとらえ、支援をしてきたことがよい効果をもたらした。校長が受容的・教育的支援を的確に実施し、保護者との信頼関係を構築し保ってきたことが、効果的な支援に結びついた。しかし、家庭ではまだ暴力があり、母子関係や夫婦関係の問題は今後も継続すると考察される。本人の学校適応を支援するとともに、家族関係の改善が課題として残っていることから、SSWの継続的な観察や、必要に応じて各種機関と学校との協働が必要である。

■ **再アセスメントから再プランニング…と続く**



## (5) 発達に課題が見られるケース①

### ■ ケース概要

小学校1年生の男子児童。入学当初より、授業中の離席が目立つ。教室内をふらふらと歩きまわることが多く、時折、他の児童とトラブルになる。教員の注意を聞き入れず、気に入らないことがあると大きな声を出したり、他児を突き飛ばしたりすることがある。学習面では、得意科目と苦手な科目の差が激しい。手先の不器用さも見受けられる。苦手なことには拒否感が強く、教員からの教示や促しに納得がいけない場合にはパニックになる。

### ■ アセスメント（見立て）

発達障害を疑わせる側面はあるが、小学校という不慣れな環境の中で、本人の適応を支援する環境を整え、本人の理解が促進される形での指示の工夫等の必要性が考察される。

### ■ プランニング（解決に向けた目標の設定と具体的な手立て）

#### ○ 長期目標

児童も保護者も安心して学校生活を送ることができるようにする。

#### ○ 短期目標

本人に必要な支援体制を整え、適切な対応により問題行動を未然に防止する。

#### ○ 対応策

- ① 教育相談コーディネーターを中心に、校内でチーム支援を行う。
- ② 必要に応じて総合教育センターなど関係機関との連携を図る。

### ■ プランの実行

- ① S S Wが本人の授業中の様子を観察するとともに、担任、養護教諭、教育相談コーディネーター、S C等からの情報収集を行い、整理した。S S Wのサポートのもと、教育相談コーディネーターを中心に管理職、担任、養護教諭、S C等、関係教職員でケース会議を行い、共通理解のもと、本人の特性に応じた支援方法を共に考察・立案した。担任は刺激の少ない環境を整えるとともに、視覚での教示等本人にわかりやすい指導の工夫に努めた。また、養護教諭が中心となりクールダウンにあたった。
- ② 管理職とS S Wが保護者の心配・不安について具体的に聞きとる機会を設定した。保護者は「他の子どもとは違うところがあるのではないか」と感じており、本人の今後の成長に強い不安を抱いているため、総合教育センターに繋いだ。

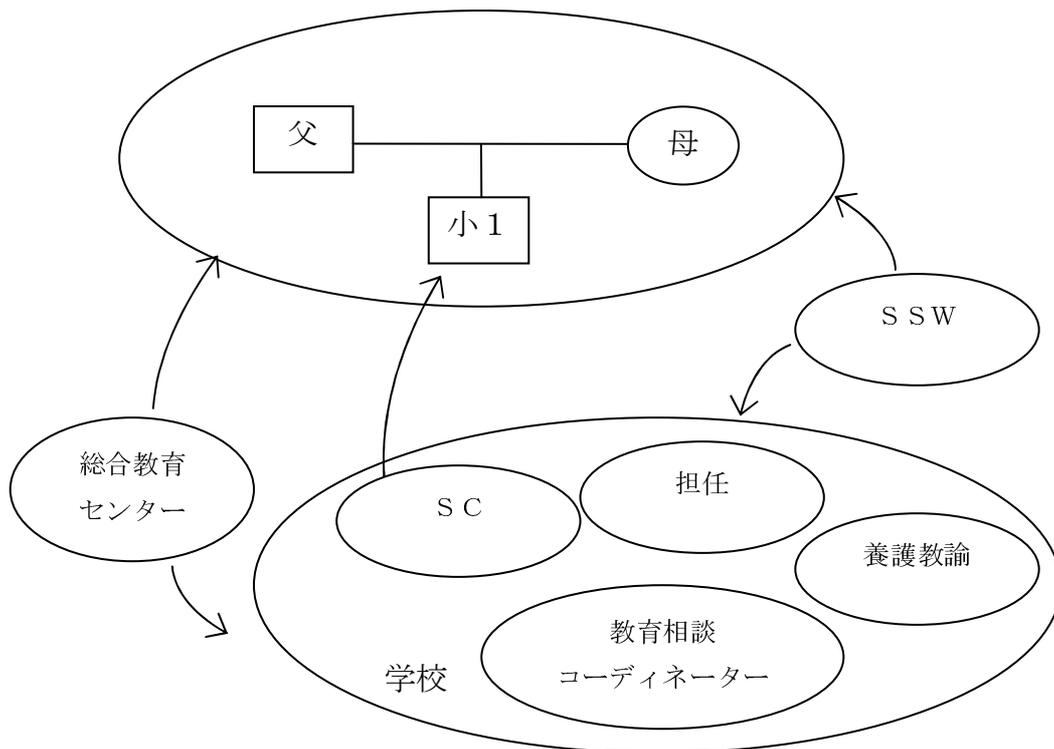
## ■ スタディ（検証・見直し）

担任が指導の工夫を行ったことや、本人が学校生活に慣れてきたことにより、授業中の立ち歩きが減り、少しずつ、いろいろな場面や学習活動に落ち着いて参加できるようになってきた。それでも、不慣れなことや予定変更などには混乱してしまうため、個別に事前にスケジュールを説明する、指示を視覚化する等の工夫が必要となった。

保護者は本人の発達について心配であり、精密な心理アセスメントを受けたいという意向であり、総合教育センターが対応した。現在、総合教育センターと協働して、本人がより安心して学校生活を送れるよう、校内支援体制を整備して本人の支援を行っている。

## ■ 再アセスメントから再プランニング…と続く

学校内の課題整理をSSWのサポートのもと行う  
→校内支援体制づくり



## (6) 発達に課題が見られるケース②

### ■ ケース概要

小2男子。通常級に在籍。父・母と祖母（父方の祖母）の4人家族。就学以来、順番が待てない、授業中離席するなどの問題行動がみられ、友だちとのトラブルが多かった。学年が進むとより問題行動が顕著になり、クラスで孤立してしまった。母から学級担任に「発達障害ではないかと思うが、どうしたらよいか」と相談があった。父と祖母は「母親のしつけが悪いせいだ」と言っており、医療機関の受診等について母親だけの判断ではできない状況である。

### ■ アセスメント（見立て）

専門家によるアセスメントが必要であるが、父と祖母の理解が得られるための母親への精神的サポートが必要である。

### ■ プランニング（解決に向けた目標の設定と具体的な手立て）

#### ○ 長期目標

児童も保護者も安心して学校生活を送ることができるようにする。

#### ○ 短期目標

児童について家庭内で理解するとともに、適切な支援教育が受けられるようにする。

#### ○ 対応策

- ① 教育相談コーディネーターを中心に、校内でチーム支援を行うとともに、父と祖母の理解を得ることについて、母親を精神面から支援する。
- ② 関係機関等と連携を図り、適切な支援教育をどこで、どのように行うか検討する。

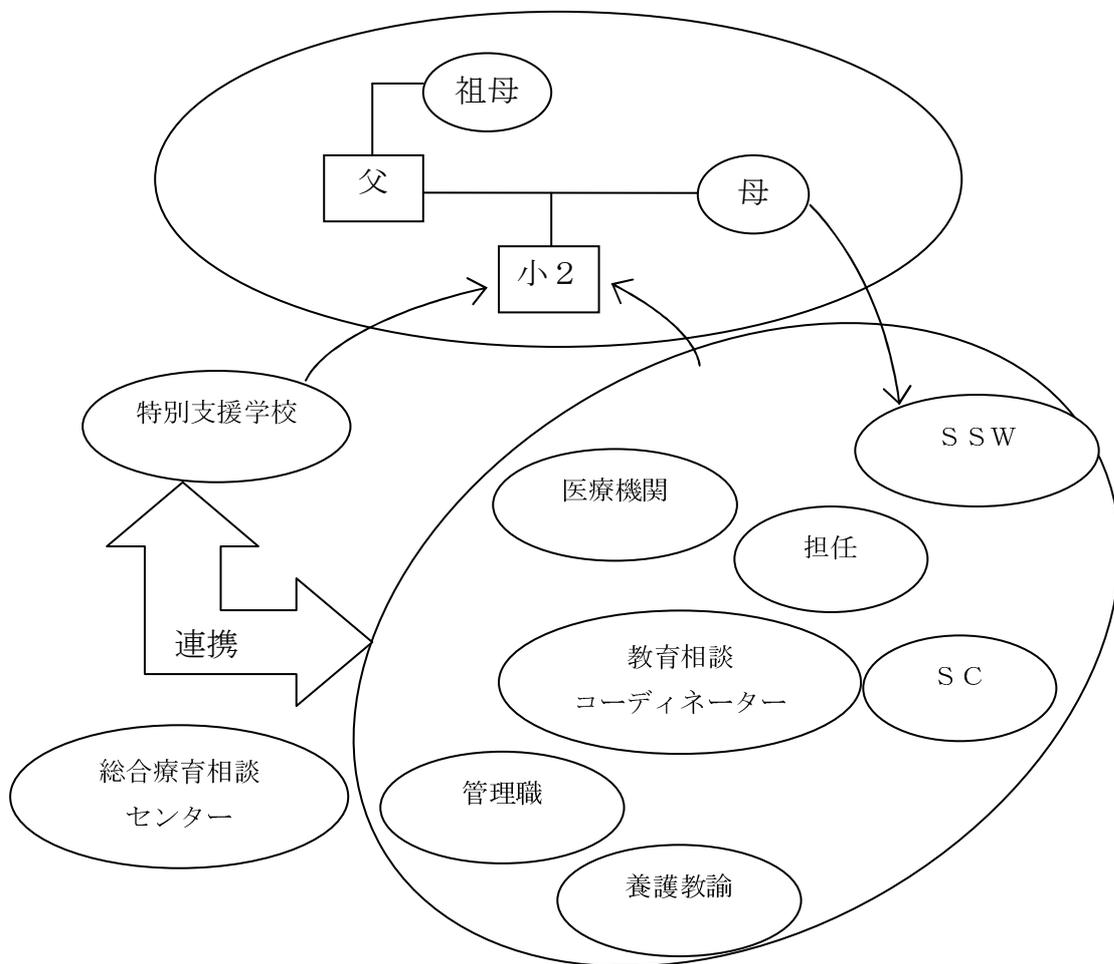
### ■ プランの実行

- ① SSWが保護者対応の窓口となり、母親と継続した面談を行い、医療機関受診の意向が明確であったため、地域で発達障害を扱う医療機関を数カ所情報提供し、母親が受診を希望した医療機関のソーシャルワーカーと連携を図った。検査の結果、ADHD傾向といわれ、服薬開始となった。病院主催のケース会議に母親とともにSSW、担任、教育相談コーディネーターが出席し、本児への理解と適切な対応について検討した。校内でもSSWのサポートのもと、教育相談コーディネーターが中心となり、管理職、担任、SC、養護教諭でケース会議を実施し、本児への適切な対応について共通理解を図り役割分担を行った。
- ② 校内のケース会議に加え、特別支援学校の地域支援担当教諭と総合療育相談センターの職員を交えて対応を検討するケース会議を実施した。本児童の場合は、就学指導を経て、翌年度に特別支援学級に転籍となった。

■ **スタディ** (検証・見直し)

母親が児童の特性を受け止め、医療機関を受診していくための支援ができたこと、教育相談コーディネーターを中心として、支援教育の環境を整理できたことが成果である。母親はSSWと面接するうちに児童に対する考えがまとまり、父親と祖母には自分で話して理解を求めることができた。また、特別支援学級で児童が安定した学校生活を送ることができるようになったことで、児童の特性に対する家庭内の理解も進んだ。

■ **再アセスメントから再プランニング…と続く**



### 連携できる関係機関等

- (1) 市町村のこども福祉（子育て支援）担当課
- (2) 児童相談所
- (3) 市の福祉事務所や県の保健福祉事務所（生活保護担当課）
- (4) 県立総合教育センター
- (5) 教育支援センター（適応指導教室）  
（自治体によって設置方法が異なります）
- (6) 県立特別支援学校
- (7) 総合療育相談センター
- (8) 県発達障害者支援センター（かながわエース）
- (9) 神奈川県警察本部少年相談・保護センター
- (10) 警察署
- (11) 民生・児童委員、主任児童委員
- (12) 総合病院等の医療相談室

### 【参考文献】

- ・日本スクールソーシャルワーク協会 編 山下英三郎・内田宏明・半羽利美佳（2008）  
「スクールソーシャルワーク論（歴史・理論・実践）」 学苑社
- ・日本学校ソーシャルワーク学会 編 門田光司・鈴木庸裕（2008）  
「スクールソーシャルワーカー養成テキスト」 中央法規出版株式会社
- ・山下英三郎 著（2006）「分かりやすいソーシャルワーク実践 相談援助・自らを問い・可能性を感じとる」  
学苑社
- ・大阪府教育委員会（2006）「SSW配置小学校における活動と地区での活用ガイド」
- ・大阪府教育委員会（2010）「SSW配置・派遣校での活動と市町村での活用ガイド」
- ・和歌山県教育委員会（2009）「スクールソーシャルワークの視点～子どもたちや家庭を支援するために～」
- ・福岡県教育委員会（2008）「スクールソーシャルワーカーの活用についてQ&A」



もっと、話そうよ。大切な家族だから。

ファミリー・コミュニケーション運動 |

検索

神奈川県教育委員会 いじめ・暴力行為等防止運動推進会議

#### 問い合わせ先

神奈川県教育委員会教育局支援教育部子ども教育支援課  
〒231-8509 横浜市中区日本大通33  
電話 (045)210-8292